

玉前神社の秋の大祭。8月13日に行なわれる。

への報恩を説いたが、神道国教政策は一般的には受入れられなかったのが実情であった。しかし、綱田区の場合、戸長関五郎衛門の積極的な方針により、新政府の政策に同調したため、全域にわたって神葬祭が行なわれるようになった。明治八年四月付の関五郎右衛門宛の賞状に、「教導周旋方格別盡力説教ノ節該村競テ為致出席聴聞候段敬神丹衷ノ至誠感入候猶一層奨励諭導有之度仍賞詞候也 中教院」とある。千葉県においては、明治六年九月、安房神社・玉前神社の両社の神官が中心となり寺院側の代表を含めて中教院建設伺を提出しているが、明治八年四月の神仏各宗合併の教院廃止までには正式に許可がおりていなかったため、この賞状にある中教院は神職有志の任意団体であったものと思われる。旧村全域をあげて、神徒に転じた例は他に少ないので、このような内容の賞状がだされたものであろう。

寺院と民間信仰

寺院 欽明天皇の七年(五三八年) 仏教の公式渡来以降、聖武天皇の天平十三年(七四一年) 国分寺創設の詔が発せられた頃までにおける上総地方の仏教寺院は、極めて少なかった。記録に明らかであるか遺跡として残っているものは、市原市五井惣社の上総国分寺など、わずか四、五ヶ所にすぎない。(註1) このような実情は、奈良時代の仏教の性格が政治目的をもった国府偏長または豪族の私的信仰として発達したことより推察して、仏教の地方流通の限界であったようである。

一宮町内においては、奈良時代の仏教遺跡として確認できるものは発見されていないし、寺院が存在した可能性も少ない。しかし、伝承のうえでは、観明寺・東浪見寺(軍荼利堂)が、僧行基(六七〇

〜七四九年)の開基もしくは中興と伝えられている。年代の誤差もあり疑わしい点も多いが、行基に関する伝承のあることや天台宗流布以前に存在した形跡があることよりみて、法相系寺院または仏堂であったとも考えられる。

国家の強力な擁護のもとに隆盛をみた奈良仏教は、奈良時代末期には僧侶の墮落や政教の混合による弊害が生じるようになった。そのうえ、平安時代に入ると地方政治の弛緩・天災の続発・早魃・水害・俘囚叛乱・疫病の大流行など人心の不安をまねく要素が多かった。

このような世相を反映して、加持祈祷によって除災招福を求める密教系新仏教である天台・真言の両宗が、民間信仰や陰陽道と混然とした形で民衆に受け入れられ強固な地盤を築くようになった。特に、上総地方においては前述のような人心の不安を除災招福の教義と結びつけて、天台・真言両宗の教線拡張が強力に進められたので、この時代の創建と伝えられる寺院が多い。町内でも東福寺(現在曹洞宗)・遍照寺(天台宗)などがあり、神社・祠堂の伝承のうち数社がこの時代の創建を伝えている。

その後、鎌倉時代に入って、新興仏教の浄土宗・一向宗(浄土真宗)・時宗・臨濟宗・曹洞宗の諸宗派が、各地に華々しく教線を拡張した。

しかし、上総地方においては、西上総は真言系・東上総は天台系の勢力が強かったので新仏教による影響は比較的すくなかったといえる。そのうち例外として、山辺・殖生・長柄地方(山武・長生の

二郡にわたる)は、七里法華の影響と身延系日蓮宗の繁栄によって、盛んに転宗・創建が行なわれ、現存寺院の過半数が日蓮宗系寺院という実状である。

このような周囲の状況にもかかわらず、一宮を含む一部地域は、鎌倉新仏教の侵蝕が比較的少なかった。町内の現存寺院をみると、鎌倉新仏教系の寺院は、日蓮系三(内一カ寺は旧一松)・曹洞宗二で、廃寺になったものをいれてもその数は少ない。いま、県下の各宗寺院数を町内の寺院数と比較してみると、

宗派	千葉県	上総地方	長生郡	一宮町
真言宗	一、二〇〇カ寺	六二五カ寺	一七	〇
日蓮宗系	九三〇	六一九	一八九	三
天台宗	四三〇	三七四	一三四	一三
禅宗	四二〇	一六七	二四	二
浄土宗	一八〇	四六	三	〇
浄土真宗	三〇	一〇	〇	〇
計	三、一九〇	一、八四一	三六七	一八

となっており、町内の仏教流通の主流が、平安時代に成立した天台系寺院であることがわかる。

(註1) 千葉寺・大権院寺(土気町)・福増院寺(市原市三和)・真里谷院寺(君津郡馬来田)・法興院寺(夷隅郡岬町)

〈天台宗系寺院の動向〉 房総における天台宗寺院のうち、近郷の笠森寺(延宝三年〓七八四年)・三途台長福寿寺(延暦一七年〓七

一祐範一什覚と伝承されているが、観明寺の中興開山はこの什覚によつてなされている。また、行元寺は、同寺の古文書の記載によると、

栄朝(世良田長楽寺開山)―栄宗―大田―了(長楽寺十世)―了義(長楽寺十三世)―弁栄(行元寺開山)〓必要部分を抜粋し補註

とあり、西暦一三五〇年頃の中興開山である。このように二系統の天台宗寺院が、殆んど時期を同じくして鎌倉時代に行なわれており、本末寺関係の確立や地盤確保がこの時代に実施されているのである。

これは鎌倉新仏教の教線拡張に対する天台宗の強化政策であったようで、この二系統の末寺に属していた町内寺院の動きも自然と活発になったようである。

徳川時代の中興・創建になる天台宗寺院に正満寺・観音寺がある。正満寺は正保年間(一六六四―一六七一年)に宇居森より現地に移転、観音寺は明暦年間(一六五五―一六五七年)と伝えられている。徳川時代初期には、寺院の新規建立が禁止されていたが、中期には寺院法度による寺院統制が確立したため緩和されているので正満寺・観音寺の移転建立も考えられないこともない。しかし、普通の場合には既成寺院の転宗・廃寺の復興の形で行なわれている場合が多いので、天正時代頃より極端に衰微した東上総地方の真言系寺院の転宗・復興とも考えられる。

〈禅系(曹洞宗)寺院の動向〉 町内における曹洞宗寺院は、東漸寺と東福寺(東福寺の堂宇は滅失し、陸沢村下之郷光福寺兼務)

九八年)・東金最福寺(大同二年〓八〇七年)などの創建は、伝教大師(最澄)といわれている。いずれも天台宗公認(延暦二十五年〓八〇六年)・最澄の東国伝道(弘仁六年〓八一六年)の時期よりみて早すぎるようである。しかも、東国伝道は、美濃―信濃―上野―下野を行化しており、房総には足を踏み入れていないのが実情である。

従つて、これらの寺院が天台宗に属したのは、いまだし時代をくだるものと推定され、東上総地方の天台宗流通はおよそ西暦八三〇年頃から数十年間が第一期とみるべきで、この頃に奈良仏教の転宗もしくは新寺建立によつて地盤を礎いたものと推察できる。町内においても観明寺・東浪見寺・遍照寺などが、この時代の創建を予想する伝承を伝えている。

その後、藤原時代に入つて、天台宗教学が確立して地方流通が盛んになり、第二期の興隆期は、藤原鎌倉時代とみるべきで中興開山などもこの時代のものが多い。しかし、内容的には加持祈祷を事とし形式故実にこだわつて僧風は大いに墮落し、鎌倉新仏教が侵入する基因となった。

町内の天台宗寺院は、長南の三途台長福寿寺系(観明寺とその末寺)と夷隅郡萩原の行元寺系(東浪見寺・遍照寺・観音寺と廃寺三カ寺)法楽寺・長福寺・福満寺)の二系統あるが、この両寺とも鎌倉時代に世良田の長楽寺(群馬県)系の僧侶による中興開山によつて地盤を確立している。

三途台長福寿寺の中興開山は、義憲で藤原時代末期である。義憲

がある。

房総における曹洞宗の教線拡張のうち主なるものは三系統ある。(註1)前記の二寺院はそれぞれ異つた二つの系統に属しているの

で、ここに大略を述べることにする。
曹洞宗の房総伝道は、上野国雙林寺一州正伊の法弟密山正嚴が開発しているのであるが、上総国の真里谷(君津郡馬来田)城主の武田信興の支持によつて真如寺を建立したのに端を発している。その後、系統寺院二百余カ寺を数える隆盛をみており、東福寺はこの系統に属する。

この真如寺系に続いて、大雄山最乗寺(神奈川県足柄郡)系の受天栄祐が、永正三年(一五〇六年)里見義弘に請ぜられて安房郡長狭町の長安寺を開き、門末四十余カ寺を有した。その直系にあたる大多喜東長寺三世光室慧珍が、慶長七年(一六〇二年)に東漸寺を創立している。しかし、東福寺・東漸寺とも密教系寺院の転宗とみえ、その根拠も残り伝承もある。

(註1) 前記の真如寺系・長安寺系のほか、最乗寺末下総東昌寺の吉州梵貞が、永正十七年(一五〇二年)里見義堯に請ぜられて延命寺(木更津市)を開き、門末寺院四十余カ寺を有している。

〈日蓮宗系寺院の動向〉 町内における日蓮宗系寺院は、日蓮の生誕地小湊にも上総七里法華の本拠土氣に比較的ちかいかかわらず郡内の他町村にくらべると著しく少ない。特に、旧一松村を除いた地区には、実本寺・玉蔵寺・本城寺(廃寺)の三カ寺のみである。鎌倉時代の革新的新仏教として日蓮宗が長生郡内に示した勢力

より推測すると、むしろ不思議なくらいの寺院数で檀家の数も極めて少ない。

いま、長生郡内の他地域の趨勢をみると、旧関村本法寺・旧東郷村龍鑑寺など多くの寺院が土気城主酒井定隆の改宗命令により転宗しているし、また旧一松村は日蓮宗徒の俗説に「一松十三ヶ寺、三千石」といわれ、他宗寺院は一ヶ寺もない状況である。この事実は、郡内寺院の過半数をしめるに至った日蓮宗系仏教の教線拡張の激しさを推測することができる。

このような状況のなかで、長生郡西南部の旧三十ヶ町村には、日蓮宗系寺院は極めて少なく現存するものは八ヶ寺にすぎない。しかも、隠居寺や特定の信徒の信仰対象として創建されたものが多い実状である。(註1)

- (註) 一宮・川島・小滝・上市場・川須ヶ谷・藪塚・大芝・岩沼・木崎・谷本・水口・北水口・山崎・寺崎・七井戸・北山田・大谷木・内永井・猿袋・下之郷・上之郷・岩井・金田・宮原・東浪見・信友・和泉・中原・椎木・綱田の旧三十ヶ町村のうち
- 川島 安楽山常德寺 (篤信者による建立)
 - 大覚山円頓寺 (常德寺隠居寺)
 - 七井戸 長久山陽光寺 (身延派の勢力範囲)
 - 岩沼 真浄山大法寺 ()
 - 信友 長植山本延寺 ()
 - 岩井 高藤山妙勝寺 (篤信者による転宗)
 - 一宮 正立山玉蔵寺 (篤山寺隠居寺)
 - 龍覚山実本寺 (茂原妙光寺隠居寺)

このような実状を分析してみると、この地域が玉前神社の氏子圏

されている。この事件より推察すると、観明寺を主軸とする天台系僧侶の圧迫により日蓮宗系寺院は苦境にたっていたことが考えられるのであり、このような強硬な行動によらなくては宗勢を維持することがむずかしかったものと思われる。

要するに日蓮宗系寺院は、一宮とその周辺一部地域においては天台宗系寺院の地盤におさえられていたものといえるようである。

観明寺とその末寺 〈観明寺〉 市街地西端の字院内にある。古くから格式ある天台宗寺院であった。現在、長南三途台長福寿寺末であるが、徳川時代以降において、しばしば本末関係の移動があった。古文書に記載する本末関係をみると、上野東叡山末・長福寿寺末・延歴寺直末と一定していない。

寺伝によると、天平六戊申年(七三四年) 僧行基の開基・慈覚大師の中興と伝えられ、徳川時代には、御朱印十二石の領地を有し、玉前神社の別当職であった。明治二年の分限書にも、「玉前神社一宇、但神主方仕配仕候。毎年祭例ニハ衆僧立会法要仕候」とあり、平安中期より千年以上にわたって玉前神社別当の地位を築いていたようである。宝永六年(一七〇九年)の由緒記によると「一宮玉崎明神、当寺ノ鎮守トナリ玉ヘル因ヲタズスルニ、仁明天皇ノ御宇嘉祥元年一沙門アリ。敬崇上人ト号ス。奥州□□ヨリ来リテ此ノ処ニ居ス。時ニ当時ステニ仏閣堂塔ヲ創建ストイエドモ、イマダニ鎮祠ヲ請セズ。本迹兼備ト謂フベカラズ。故ニ里人ハ慷慨トシテ意ナオ満タサズ。宗子里人ノ意ヲハカリテ、寄勝ノ神ヲ請シテ以テ鎮宮トナサント欲ス。スナワチ一百日ヲ尅シテ毎日歩ヲ東浪見釣ヶ崎ニハコビ、

にあたり、既成の仏教の地盤としては玉前神社別当観明寺と夷隅郡荻原行元寺の勢力範囲であったことが、日蓮宗系の激しい教線拡張をくい止めたものと推察できる。

日蓮宗寺院は上記のように少数であったため、檀・信徒は小地域に限定されているか、或は地域的に分散している状況であった。このため、他の地域のような強固な信者組織(例えば身延講・題目講・法華講など)も少なく熱狂的な信仰(例えば藻原寺の信者の行)もあまり行なわれなかったようである。そこで日蓮宗系寺院としては、宗勢拡張と面目維持のために打開の道を開くことが必要であったようである。

この傾向の現れとして最も大きな事件は、観明寺・実本寺の談義実施についての論争であろう。これは元禄三年に日蓮宗実本寺側より論議によって自宗の立場を明らかにすることを申し入れたところ観明寺側は「先規無之」と受入れなかったことから寺社奉行の裁許を仰ぐまでに発展した事件である。

観明寺文書に、「今度日蓮宗藻原妙光寺末寺実本寺同末寺頭江戸ハ台中一乗寺此両寺と拙僧とを元禄三年庚午七月二十七日ニ寺社御奉行職本多紀伊守殿御宅まで御寄合へ出仕□旨加藤佐渡守殿被為□付候」とあるとおり江戸まで出仕しているが、「従先規他宗之談義いたす例無之 殊ニ証拠無之ニ付何度訴訟申候とも不叶」の断がくだされている。

これに対し実本寺側は、現状のままでは寺の存続にもかかわることと申し立てているが、双方の立ゆくよう配慮するようにと言い渡す。漸ク百日ニ満ツルノ曉、維時ハルカニ海上ヲナガメ龍神ヲ祈請ス。漸ク百日ニ満ツルノ曉、維時八月十三日明星ノ出ズル時、沙羅龍王第三女、玉依媛ト号ス、十二戈処ノ明神トトモニ千尋ノ溟洋ヨリ湧騰シ、波瀾ヲ簸揚シテ以テ来現シ玉フ。(中略)神殿ヲ造営シ喜号ヲ敬献シ、モツテ当国一宮玉崎明神トナス。山ヲ龍頭山ト称ス。擦ズルニスナワチ其ノ本ヲ表ワスナリ。今ハ改メテ玉崎山ト名ズク。」とある。これは平安時代中期に天台・真言系の教学に基を築いた本地垂迹思想(註1)によるものと云える。

本堂は、第二次世界大戦中に荒廃して現存しないが九間四面破風づくりの宏大な建築であった。これは中興三十世住職が宝永六年に六十万人講をおこして本堂造営を志し、享保六年(一七二二年)に海岸に漂着した木材を使用して建築したものであった。堂内・欄間には、房州の井上円徹作の地獄極楽図が彫刻されていた。「房総志料統編」には、「欄間彫刻、地獄・畜生左・天道・人道中、内に白衣観音の像一体、修羅・餓鬼右、内に地藏尊・小兒、左の中より左へより閻魔大王、右方隅脱衣姿、火の車の様子、釜の中より血の煮えこぼれるありさま、誠に肝に銘じ、肌寒くなる程恐しく思われる。其余、白にてつかるるもの、あたまへ釘をうたるもの、目もあてられぬ次第なり。」とあるように、その写実的な図柄は、地獄・餓鬼・畜生・修羅・人・天の情景をたくみに描写してある。(一部は、経堂内に保存されている。)

境内仏堂としては、金毘羅堂・経堂・本地堂・弁財天堂・大日堂などがある。金毘羅堂は、宮毘羅大将(註2)をまつり、一月十日の

初金毘羅には、大漁祈願・家内安全・商売繁昌の護摩札を受ける信者や一般の参詣客で賑う。伝承によると、約二百年前に上宿の齋藤伝九郎という人が金毘羅王を信仰していたが心願成就したので、香川県松尾寺に参詣し授かってきた金毘羅王の分霊が御本体であると伝えられる。その後、神棚に安置していたが子孫の代に供養が疎略になることを怖れて愛宕山安養寺に預けたといわれる。維新前、玉前神社境内に堂があったが、神仏混合の禁止により現地に仮堂を建て、更に明治十二年に新築したものが現在の金毘羅堂である。経堂は、寛文六年(一六六七年)の建立で、釈迦石像を安置する。三月十五日は俗に経堂祭と称し、境内に植木市などが立ってにぎわうが、涅槃会(二月十五日)が本来の姿であり釈迦入滅の日を追悼する法会であったものである。現在もその名残りをとどめて、堂内に涅槃盤図の大軸(二・七メートル×一・九六メートル)を掛ける。この図は、天文三年(一五三五年)万喜城主が狩野守景に古画を複写させて寄進したものとされる。昔は経文を木版で紙に刷ったものを参詣者に授け、信者はこれを堂内の井戸に投げ入れ後生安楽を祈願したもので、この井戸は太東崎に続くとの伝承もある。本地堂は、本来は玉前神社の本地仏を祭ったものと思われるが、現在ではこのような性格は失われている。現存の仏像は、四臂の菩薩像で珍しい造像である。弓・箭・杵・鈴を持った手形からみて金剛王(註3)と推定される。いまは観音講の信仰対象になっている。大日堂は、天明年間には災にあって廃絶した宝蔵寺の復興が計画され、寺社奉行に請願して入れられなかったので建立した堂といわれ、現在は行屋と

もいつている。(註4)また、境内末社として、愛宕・八幡・三島・白山・日吉・山神・浅間・飯綱・道祖神・蔵王・安房州・熊野の十二社があることが古記録に示されているが、いずれも小祠として名残りをとどめているか、字名として残っているにすぎない。観明寺末寺として現存するものは、町内九ヶ寺のほか、谷本山海蔵寺(茂原市旧東郷村)・玉明山弘行寺(陸沢村下之郷)があり、併せて十一ヶ寺ある。寛文五年の古文書に、「当寺中門徒十七ヶ寺(中略)為後代之一札」というのがあり。これによると、寺中の善知坊・善養坊・西林坊・花蔵坊・一如坊の五坊と、宮原村長福寺・新田原村妙元寺・椎沢宝蔵寺の三ヶ寺の名がみえており、谷本山海蔵寺と玉明山弘行寺は載せられていない。この頃からみると、五坊・三寺が廃絶されていることになる。

(註1) 本地垂迹説とは、神仏習合説の発達した平安時代中期に至り、神と仏の間に本跡の関係を考えたものである。次第に形をととのえ、平安時代末期には、何の神の本地は何の仏であるというふう具体的に神について本地仏をきめるようになった。
(註2) 宮比羅大將は、薬師如来の眷属である十二神将の一つで金毘羅とも呼ばれる。仏法守護の夜叉・神将として単独で信仰されることもある。有名なものでは、香川県松尾寺の伽藍神があり、現在の金刀比羅宮の御神体がこれである。
(註3) 五智の宝冠を戴く菩薩形。身色は白く、四臂には弓・箭・金剛杵・金剛鈴を持っている。大日如来から派生した菩薩像なので、或は大日堂の本尊ではないかとも考えられる。
(註4) 天明四甲辰年六月の古文書に、宝蔵寺建立記がある。これによると、同年二月に類焼し堂宇を失ったので、行人百二十八人の奉納金によって再興を計画しているが、寺社奉行の許可を得られなかった。

〈医王山円明寺〉 字野中にあり、本尊は不動明王である。分限書には現本堂を薬師堂としてあり、医王山の山号よりみても薬師如来を安置したものと思われるが現存しない。

〈水神山真光寺〉 字下村(旧新笈村)にあったが現在は堂宇はない。本尊は俗称茶汲如来と称し、薬師如来の変形で観明寺に保存されている。同地域内の水神社別当であったといわれる。

〈地福山東栄寺〉 字院内、玉前神社裏にある。本尊は阿弥陀如来である。厨子新造ならびに前机・礼盤寄附の棟札、弘化五戊申二月十九日のものがある。これには寄附主松戸渡辺正八・仏師下之郷太助・大工上之郷市太郎と記載されている。

〈小松山松蔵寺〉 観明寺山門を入った右側にある。本尊は地藏菩薩で、俗に小安地藏と称し、近郷の女性の信仰対象である。特に妊婦が懐妊五ヶ月の戌の日に腹帯の授受を受けると安産すると伝えられている。本尊地藏菩薩は立像で、丈一七〇センチメートル。木造で室町時代の造像と推定される。

〈愛宕山安養寺〉 字院内(一宮商業学校裏山中腹)にあった。建物は現存しない。玉前神社の西裏側に愛宕社があるが、この別当寺であった。本尊は愛宕尊別名將軍地藏ともいう。

〈城中山西福寺〉 内宿鍛冶屋台にあったが、その後、観明寺境内に移された。建物は現存しない。本尊は阿弥陀如来である。

〈南宮山満蔵寺〉 字院内にあった。建物は現存しない。本尊は大日如来で、宮原南宮神社別当であった。「観明寺文書」に

一宮原南宮大明神本地御供料

田方 六畝十六ト 花房藩支配所年貢地

入附米 六斗五分 御年貢納辻

銭而米 三斗三分 収納高

右之通ニ御座候処先般御一新ニ付届出神主方ニ相渡居成候 以上
明治二己巳十一月

右 万蔵寺

〈安養山善光寺〉 字宮原にあり、もと信友の善光寺原にあったといわれる。地域の状況よりみて日蓮宗の教線拡張の影響による移転であったと推察される。本尊は、阿弥陀如来(鑄造善光寺三尊)で、徳川時代中期には信仰するものが多かったといわれる。(註1)脇土の二体は紛失したらしく現存しない。また、阿弥陀如来の腹中に天文二年(一七三七年)七月朔日修繕、寛政九年(一七九九年)十月九日修繕の二つの文書が発見されているが、本尊には修復の形跡はないので、脇土または台座の修繕と思われる。

(註1) 善光寺三尊は、一光三尊仏などとも呼ばれ長野県善光寺の本尊を模刻した阿弥陀三尊の通称である。金銅仏で中尊は通肩の納衣を着し右手を胸わきにあげ左手は垂下した手型(手願施無畏の印)をしている。脇侍の観音・勢至は左右同型で頭上に高形の宝冠をのせ両手を胸前で上下に重ねて宝珠を持つ形のもが普通である。

〈和光山東院正満寺〉 字東浪見大村にある。もと一宮居森にあったが、田中伊予守の封地るとき正保年間に豪鎮和尚によって現地に移転された。寺伝によると延宝五年(一六七七年)の津浪のとき堂宇が流出したので、元禄五年(一六九二年)五月に再建したといわ

れる。境内に百体観音石像があり、西国・坂東・秩父の札所を形どったものといわれ、寛政五年（一七九三年）五月奉納幸治兵衛の刻名がある。また、過去帳添書に、「宝暦三年九月 威海漚貞印信士 六郎兵衛 此時大艦十七舟難破」（一七五三年）とあり、この時に金品を拾得した六郎兵衛当主重五郎が施主であるともいわれている。

軍荼利山東浪見寺

大字東浪見字軍荼利にある。寺伝によると

第三十三代用明天皇のとき聖徳太子が鎮護国家のため軍荼利夜叉明王の像を彫刻して安置したのが本寺の開基といわれ、その後、第四十四代聖武天皇の大同年間（八〇六～九〇九年）に僧行基が勅を奉じて東国を遊化したとき軍荼利山を訪れ樟樹で再刻したものが現存の本尊であると伝えられている。しかし、現存の像は藤原時代の造像と指定され、厨子内に現存する隠居仏（頭部のみ）が奈良時代の彫刻の一部かも知れない。明治維新の廃仏毀釈の影響は、当寺の場合きわめて大きかった。古文書・什器は焼却され、本尊軍荼利明王（一面八臂像）も六臂を切り取られ胸前の二臂のみの姿にされるという極端な排斥が行なわれた。このような排斥の原因については、明治二十六年十一月出願の「無格社東大神 社寺変更請願書」に、「当時の住僧亮文なる者、大いにその趣旨を誤解し、軍荼利明王の像を日本武尊の神像なりとし東浪見寺を廢し東大社と改称し度儀を旧宮谷県に出願したり。当時、一村信徒は不当の出願となし、種々苦情申立候得共当時殆んど廢仏の勢にあるを以て採用不相成。終に復飾聽許相成、亮文は武腰利貞と改名、本堂は東神社本殿となし庫裡は自分居宅に御下渡願。妻帯の上祠堂奉務致居候。」とあるとおり、明

治元年三月に政府の発令した神仏判然令の意を当時の住職が取り違えたところにあったものようで、特に町内の神職や近郷の神職が行動した形跡はない。

明治維新前におけるこの寺の名称は、寛政六年および天保八年の土方八十郎の黒印状に、軍荼利山慈福院東隠見寺とあるのが本来の呼称で、俗には軍荼利堂といわれていた。維新後の変遷をみると、明治二年に、東大神と改称し、祭神日本武尊として宮谷県に出願し許可を得て無格社として登録された。軍荼利明王を信仰する信者たちはこの措置を了とせずして、数回にわたって請願している。初め明治九年二月十八日付願書を連署を以て提出した。これには、「篤と相取調候処全く軍荼利明王と紛れ無之、然るを誤って神体と見做し候とは神仏相混じ候て御布規則に違戾致し不都合の儀と一同明解仕り候。今後神体東大明神像を元形通り軍荼利明王と成し厚く信仰仕度……」とあり、信仰対象が東大明神ではなく軍荼利明王であることを強調している。その後、約十八年間に涉り幾度かの請願をおこない、明治二十七年十二月に天台宗法楽寺附屬仏堂とすることを認められ、法楽寺と合併の形式で軍荼利山瑠璃光院法楽寺と改称した。この実情は、東浪見寺の復興は許可にならず既存寺院の仏堂として承認された形であった。その結果は、誇りある由緒・伝承を信じ、身近な信仰対象として親しんできただけに地域住民の意に満たないものであった。一方法楽寺は荒廢して堂宇も存在しないまま、住職は軍荼利堂の復興に意をそそいだため、実質上は、東浪見寺の再興・法楽寺の吸収という形になった。昭和十六年宗教法人法の施

行にともない当時の住職小安亮仙師は、軍荼利堂を分離し、東浪見寺へ昇格させたいことを申請し、昭和十七年三月十六日付で千葉県より許可された。さらに東浪見寺・法楽寺の合併を申請し、同十九年十二月二十九日許可になっている。このように根強い信仰として地域にとけこんだのは徳川時代中期になってからのようである。十九里沿岸の地引網漁業が盛んになると共に、漁業と結びついた信仰として江戸・三浦半島・奥州方面など遠方の関係業者の寄進も多く、一時は隆盛をきわめたものであった。その事例のうちいくつかを拾ってみると、

- (1) 石段（鳥井より仁王門まで二百二段）は、宝暦七年（西暦一七五七年）建設、文化十三年（西暦一八一六年）再修されている。
- (2) 石燈籠も、殆んどが江戸時代のもので、「奉納御宝前 安永八年 江戸南新堀巷丁目 住吉屋庄七」「江戸本八丁堀 石工文八」など江戸の住人の寄進・製作のものが多くある。
- (3) 慶応三年の瑞籬建立勸進帳（寄進者約百名）には、江戸の魚河岸その他の商人が名をつらねるほか、会津・越後・西浦賀・鎌倉・石巻・松前などの漁業関係者・商人の寄進が三十数名ある。

また、寺宝として唐銅額・唐銅大茶釜があったが第二次世界大戦中に供出されて現存しない。唐銅額は、軍荼利明王と記された約三十貫の大額で、弘化四年三月、旗本土方八十郎源勝敬の寄進、江戸西村和泉守の鑄造であった。また、唐銅大茶釜は、重量四十八貫の大物で文化甲子年六月 發起願主 三枝半四郎 鑄物師は江戸神田太田駿河守藤原政吉の作であった。

光明山遍照寺

天台宗系単立寺院 大字東浪見字上の台にあ

る。寺伝によると第五十五代文徳天皇の仁寿壬申二年（西暦八五二年）慈覚大師の開基と伝えられる。もと神明山寿福院東照寺と称したが、寛永年間に徳川家康が東照大権現として祀られるようになったので、その名をはばかって遍照寺と改め、またいつの頃よりか「光明遍照十方世界云々」の文に合せて光明山遍照寺となった。旧名の山号どおり神明社の別当、のちには八坂神社（大村）の別当であった。神明社は、いま山内に小祠をのこすのみであるが、もと東浪見の産土神（ウブスナガミ）といわれ、八坂神社（牛頭天王社）も鎮守社の形式を残している。鎮守社の変遷と共に別当職の地位を確保したらしい。もと字寺前の北側にあったが、元禄年間に火災にあつてより荒廢していたので、享保十八年に現在の地に移った。本尊阿弥陀如来。ほかに阿弥陀三尊あり、平安時代中期の作と推定されるが破損が甚しい。うち一尊は宝永二年（一七〇五年）の補作である。また、金銅薬師如来（丈六センチ）があり、享保十八年の堂宇造営のとき現地より出土したもので、木造宝塔のなかに記録および古銭と共におさめられている。大日本地名辞書下巻・吉田東伍著の虎見の部・東浪見寺の項に、「寺宝金像の薬師あり、高さ二寸塔中に安んず。是往来地を掘り出す所、像に鍍痕あり、其鍍も今に存す」とあるは、当寺と混同したものである。なお、記録には薬師像を発見した次郎助（当時十三才）は像にきづをつけたことおそれ、剃髪して当寺に入ったと記されている。

観音寺

天台宗 大字東浪見字新熊にある。慧日山普門院観音

寺と称し、本尊は聖観音菩薩である。寺伝によると、明暦年間（一六五五～五七年）に栄全法印の開基といわれるが、新熊開発の人々の菩提所として以前からあった寺であろう。正徳二年（一七二二年）五月二十八日、田中長九郎という者が先祖の菩提のため虚空蔵堂を寄進し、その後、同家の子孫が文久八年（一八二五年）に本堂を建立している。

東福寺 曹洞宗 大字一宮字薬師堂にあるが、もと一宮の字東村にあったと伝えられる医王山東福寺と称し、本尊は薬師如来である。堂宇は荒廃して現存しないが、徳川時代には相当の格式があったものらしく、慶安二年（一六四九年）家光のときから御朱印寺として寺領十二石の寄進を受けている。

創立年月は明らかでないが、縁起書に記載されるところによると、「第五十四代仁明天皇の嘉祥三年（八五〇年）三月一日、当寺の東の磯に魚が群集したので、人々は網をおろして引き揚げてみると魚は変じて枯木となった。枯木と知って人々は海中に投げかえすと、にわかに一老翁が出現し、是れ即ち東方薬師瓊璃光如来也。汝等篤信せよ。われまた衆人愛敬の愛染明王なり。」と告げて立ち去った。人々は不思議に思つて、船板を敷きその上に枯木を俵につめて積みかさねると、薬師如来が姿を現したので東福寺に安置して信仰するようになった。これが俗にいう俵薬師である。」というような伝承を伝えている。また、房総志料続編には、「一の宮の人語りしは、彼土の漁夫一日海に傍て行。米苞数十波に漂うを見る。一苞渚に近づく。是を搜に、小仏の薬師、幾という事をしらず。其人怪、

に再建したものである。本堂は大工棟梁市原郡国木村兼綱五右衛門重信の施工による四方垂木茅葺・角柱枳形組の形式で、町内に現存する最大の寺院建築である。また、欄間には菊水の彫刻がある。本尊不動明王（約二〇センチメートル）は、檀家渡辺定右衛門というものが、いつの頃か当地の海辺で拾得したもので、自宅に奉安して信仰していたが、故あって当寺に奉安したものとされる。また、境内の閻魔堂には、閻魔十五尊・俱生神をまつる。これらの像は、享保九年（一七二四年）五月に、当寺七世越山雄先代に大仏師大式木原左右によって作られたもので、近郷には作例が少ない。（註一）最近まで、八月一日・十六日の縁日には参詣者も多かった。

（註一）閻魔十五尊とは冥界にあって罪業を裁く秦広主・初江王・宋帝王・五官王・閻魔王・变成王・太山王・都市王・平等王・五道転輪王の十王のことで、俱生神とは冥界の記録を司る書記職である。十王尊・俱生神など祭ることは、道教に端を発した十王思想に基づくものであつて、平安時代後期より信仰されるようになったのであるが、鎌倉時代頃から地藏信仰と併せて盛んになるとともに仏教化されて寺院に安置する例もできた。

行事としては、四月十六日に「大般若経転読」が行なわれる。使用する大般若経六百巻は、延宝五年（一六七八年）五月に宇治広葉山宝蔵院沙門鉄眼禅師の発刊のものである。大般若経転読は、祈祷を目的とした密教系の行事であるが一部の禅系寺院においても行なわれているものである。しかし、この場合、密教系の寺院であつた頃より行なわれていたものらしい。延宝年間の大般若経再興奉賀帳に、「上総長柄郡一宮郷三島山東漸寺は往古上総之助広常の祈願

遂に尽く持ちさり、東福寺という禅院の什器とす。俗に俵薬師と云是也。実に寛文年間の事也と、擦に、是又土気領の村民尽く日蓮派となりし頃海中に投ぜしたもなるべし。」とある。この二つの伝承は、ともに俵薬師のいわれを伝えており内容としては同巧異曲であるが、時代に甚だしい差（八〇〇年以上）があるので、別個の出来事であるかどうかは不明である。房総志料続編に、「土気領の村民……」とあるのは七里法華による日蓮宗の他宗排撃を指すものと思われるが、これは長享年間頃（一四九〇年代）のことで寛文年間まで約一八〇年を経過しているのちよつと信じられない憶測と思われる。しかし、薬師如来の出現や嘉祥年間の伝承のあるところよりみて、古くは密教系寺院であつたようである。曹洞宗寺院としての開山は、西暦一六〇〇年代に真里谷真如寺系の山雄麟泰よつてされている。また、曹洞宗開山以前に存在していたことは、元亀元年（一五七二年）に平正木大膳種成の寄進した鰐口一懸があつたことによつても知ることができる。

東漸寺 曹洞宗 大字一宮字東院にある。三島山東漸寺と称する。この山号は、上宿に鎮座する三島神祠の別当であつたため、もとは東漸寺谷にあつた密教系寺院であつた。曹洞宗寺院としての開山は後水尾天皇の慶長十七年（一六一二年）七月、光室恵珍によつてなされ、現在地に移転した。慶安二年（一六四九年）に、家光より寺領十八石の寄進を受け御朱印寺となつた。仁孝天皇の文政十二年（一八二九年）十二月十八日、火災にあつて旧記・什宝・堂宇を焼失した。現在の堂宇・附属建物は、天保四年（一八三四年）四月

寺と武心守護御霊場なり。」とあり、古くより大般若経転読を行なつていた形跡があることによつても密教系行事の継承とみられる。また、正月・十月には奥谷・宮後・抜井戸の三地区のうち六軒の特定の家を訪れて大般若祈祷を行なっているが、これも曹洞系寺院としては珍しい行事である。

玉蔵寺 法華宗（本門流） 大字一宮字内宿にあり、正立山と称し、茂原市鷺山寺末である。鷺山寺は日蓮上人の直弟子日弁の開山になる法華宗本門流の大本山であるが、鷺山寺七世日蓮のとき文亀三年（一五〇三年）に隠居寺として建立されたのが玉蔵寺であるといわれる。

寺宝に、鎌倉時代の紺紙金泥の妙法蓮華経の一部がある。また、日蓮上人が神道の義を論じて意気投合し交誼を結んだ藤原（吉田）兼益に送った法華曼陀羅一幅があり、建治二年（一二七五年）の記載がある。

実本寺 日蓮宗身延派 大字一宮字追手にある。龍覚山と号す。茂原市藻原寺（旧記には妙光寺とあるのは現在の藻原寺）末寺である。元文元年（一七三六年）に、本山十二祖日精上人が改宗開基したといわれる。それ以前は、真言宗に属し柚津之木谷（柚木）にあつたが慶長年間に移転したとの記録がある。しかし、この移転も現在地ではなく現在小学校運動場附近にあつた、現在地は旧本城寺跡といわれる。日蓮上人真掌と伝えられる曼陀羅が寺宝として保存され、身延山管主日潮の裏書がしてある。

宝蔵寺 法華宗（本門派） 大字船頭給にある。正栄山と号す。

田中治衛家文書に、「于時慶長十五歲正月十三日 宣補任新
 發意一 号三経円坊一 号三経蔵坊一 戒号三蔵寺一 号三蔵寺」と
 あり、新規に僧侶となった経蔵坊の所属が宝蔵寺の仏弟子とみられ
 るので、この頃に既に創立されたものらしい。また、当寺を開基し
 たといわれる日経大徳が、慶長十五年（一六一〇年）五月十七日入
 寂していることよりみても創建年代がおおよそ推定できる。

廃寺 日蓮系寺院では、一宮藩城図（寛政十七年）に本城寺の
 名がみえているが、いつ廃寺になったかは不明であり、記録その他
 も一切のこっていない。伝によると現在の実本寺が本城寺跡である
 といわれる。

天台宗寺院では、観明寺古文書に宮原村長福寺・新田原村妙元寺・
 椎沢宝蔵寺の名が載せられているが現存していない。また、綱田村
 長福寺・権現前福満寺・新熊法楽寺があったがいずれも廃寺となっ
 ている。綱田長福寺は、檀徒約六十戸で維持が困難であったことと
 廃仏毀釈の気運が高まったことが原因して廃寺となった。そのため
 綱田部落の大部分は中原玉前神社神統となり、葬儀も神式で行なわ
 れている。仏像・什器などは、谷上龍泉寺に移したといわれるが明
 らかでない。権現前福満寺も、堂宇・仏像・記録などは現存しない
 ので規模その他については一切わかっていない。ただ、約二百年前
 のものと推定される版木が権現前弥陀堂より発見されていることに
 よって存在したことが確認できるにすぎない。法楽寺は、維新前よ
 り堂宇は荒廃していたようで、東浪見寺が廃仏毀釈の難にあったの
 ち、軍荼利堂の守護を代行する形で存続していたものである。した

がって宗教法人法改正を期として廃寺の手続がとられている。
 前述の寺院は、徳川時代以降に廃寺になったものであるが、記録
 に残っていない法相系・真言系の寺院で廃絶されたものがあること
 は、伝承や周囲の状況よりみて推察することができよう。

御朱印寺社と加納家日誌 御朱印状とは、法令・禁令・知行充
 行状・安堵状などの書付形式として十四世紀頃より行なわれたもの
 であるが、徳川時代には政策的な見地から由緒ある寺社に対し御朱
 印状によって寺領を寄進するようになった。



各寺社の御朱印状（観明寺蔵）

このような経済的な給与をしたことは寺社の統制上に重要な意味
 をもっていたものである。当時、大名
 の領地の寄進は黒印地・その他の寺社
 は領主より租税の免除を受ける特典が
 認められていたので、結果においては
 御朱印寺であることが格式の高い寺で
 あるように考えられるようになった。
 徳川中期における上総国の御朱印寺は
 「房総志料」に、『真言四十二、天台二
 十、禅宗二十二、浄土三、法華二七、
 計一一六』とあり、神社関係では「諸
 国圭齋録」に八社が載っているのをみ
 ても重点的に古刹・名社に対して御朱
 印を授与したものとみえる。埴生・長
 柄両郡（現在の長生郡と旧太東村にお

たる地域)における御朱印寺の記録のあるものは二十ヶ寺社(註1)
 あるがそのうち加納藩の領内には四寺・一社があり、他の地域にく
 らべて数が多かった。

(註1) 長福寿寺(長南)・藻原寺(茂原)・笠森寺(水上)・長昌寺(上之
 郷)・称念寺(千田)・妙覚寺(地引)・胎蔵寺(長柄)・万光寺(太田)・歎
 喜寺(寺崎)・浄徳寺(長南)・大林寺(長南)・蓮福寺(本納)・鷲山寺(茂
 原)・橘神社(本納)・法恩寺(報恩寺)はかに一宮藩四寺一社

天保戊戌九年の「加納家日誌」に、

二月朔日

一 御掛り本多下総守様井上河内守様江左之書付差出ス

覚

上総国長柄郡一宮本郷村

玉前大明神御朱印

神主 田中 近江

御朱印

- 一 高十二石 同村 観明寺
- 一 高十八石 " 東漸寺
- 一 高十二石 " 東福寺
- 一 高十五石 椎木村 般若寺

以下

左之通措者領分之内

御朱印所持之寺院ニ御座候御案内旁以使者申遣候 以上

加納遠江守

とあり、石数はいずれも高が少なく、特に玉前神社については上総

一宮の格式よりみて著しく低かった。(註2)

(註2) 安房北条 鶴ヶ谷八幡神社 一七一石・市原 飯香岡八幡社 一
 五〇石・船橋 意富比神社 一五〇石・安房神社 一三〇石・香取神宮 一
 〇〇〇石

町内の三寺・一社の御朱印のうち最古のものは、「御朱印寺領帳」

「寺社分限帳」などに載せられている「高十五石一宮明神 田中

遠江」が玉前神社のことであり、玉前神社蔵の古文書にも、

権現様御朱印写

寄進一宮大明神上総国

山辺郡流山郷之内

拾五石之事

右合寄附殊可祭祀之状如件

天正十九辛卯十一月

とある。この年は家康が関東に移封されたときで、関東の古刹・名
 社に御朱印をもって領地を寄進しているもので、徳川氏の寺社に対
 する御朱印のうち最古の事例に属する。続いて慶安元年の玉前神社
 古文書には、

大猷院様御朱印(表紙)

上総国山辺郡流山郷一宮大明神領

同村之内十五石事天正十九年十一月

任先判旨寄附 金子収納併社中竹木

諸役 免除 永不可有相違者也

慶安元年七月十七日

とある。同じ大猷院御朱印でも、他の町内寺院のものは慶安二年八月の寄進でこの時の御朱印が最初となっている。山辺郡流山郷の記載については、幕府の御朱印文には郡村名の誤りのある事例が多いので誤記とみて差支えないようである。「諸国圭齋録」の長柄郡の項には般若寺・観明寺・東福寺・東漸寺の名がみえており、山辺郡の項に二十石流山郷天台胎藏寺・十五石流山村一宮明神の記載がある。このうち胎藏寺が長柄山村の長柄山胎藏寺の誤りであることよりみても判断することができるであろう。

御朱印の諸手続や、受領についての藩の行事などには、きびしい制約があったようである。延享三年(一七四三年)の「観明寺文書」に、御朱印の写しの書式・紙質・認め方を示したものがあり、寺社に対する御朱印制度の確立した頃の状況を知ることができ、貴重な資料である。ここにその全文をあげると、

右之通り相認東叡山江上ル也但シ御朱印一通を紙一枚ニ書終写スベシ此外ニ手目録二通奉書紙二ツ切ニシ相認也 御朱印写二通り但シ書通りハ越前奉書書通りハ美濃紙也手目録并ニ二通り之御朱印之写随分念を入相認東叡山江差上御吟味相濟御添翰を申受御奉行職江出ル也前タニ御奉行江参府之届ケすべシ此外西御奉行職江出ルニハ手札持参すべシ

手札認様

特御老中故殿ト書

加納遠江守殿領分

旗本ナラバ知行所ト書クベシ

上総国長柄郡一宮郷

天台宗観明寺

宿何町何町目何屋敷

延享三年丙寅五月壹

当院三十五世慈延為後代書置者也

また、「加納家日誌」には、御手印受領の諸手続ならびに細部についての行事記録が残されており、当時の御朱印の格式や尊厳な取り扱いがしのばれる部分が多い。いま、ここに順を追って大略を記すると、

- (1) 藩中へ御朱印下附の趣が通達されると、御家老職の指図で御勘定奉行を経由のうえ、掛り御勝手向へ御長持・油紙・桐油その他の用意をととのえるよう通達する。
- (2) 領地の御朱印寺社へ対して、「御朱印頂戴之者併ニ使者共ニ袴紗小袖麻上下着用之事」の通達が出される。
- (3) 郡奉行職より御家老職へ伺書を提出して、御朱印受領のための諸事について差図を受ける。

一御朱印 御館出立之儀者晚七時御座候
 一御朱印御長持者 継人足持夫 三人
 一高張御提灯者 板橋迄持出 式人
 一才領黒羽織十手指 上列御足軽 式人
 一御長持成候台持 継人足 一人
 (註)郡奉行職) 石田與四郎
 若党御手人 式人

大久保造酒之進

天保十一庚子年十一月八日

- (5) この先触は經由の宿場を經由して、「尚□此先触本納一宮に達シ可給候」とあり、確認のため在所まで伝達したものとみえる。
- (6) 先触に記載の日程によると

千住宿より
 小金
 我孫子
 立木村 十一月十日泊
 安喰
 成田
 高松
 滝新田 十一月十二日
 戸気
 本納
 一宮迄

となっており、順路は普通の道中と異って迂回して領地立木村に立寄り二泊し、更に途中一泊して一宮に入っている。これは、立木附近の直轄地内の御朱印寺であった長禅寺・弘経寺の分が付託されたものらしい。

(7) 御朱印授領の翌日、御老中(脇坂中務大輔)へ御札に伺うを例としたものらしい。

御朱印相渡候翌日為御札中務大輔江可被相成候 病氣□□□

近く寺社之御朱印御渡御座候ニ付上列御領分村寺院に渡方可被仰付ニ付右之ケ条奉伺候

(4) 御朱印授領の前日、大目付より先触を千住板橋南宿へ差出し、順路にあたる宿場問屋へ伝達を依頼している。

一人足 八人

御朱印長持 沓掉 三人

駕籠 沓掉 三人

南掛 沓荷 一人

夜に入候場合 二人

高張提灯持 沓疋

軽尻馬

右者遠江守領地寺社之

御朱印御渡ニ付明後十日木挽町屋敷晚七時差立領分下総国相馬郡立木村在所上総国長柄郡一宮迄家来城所又兵衛差添相廻候間書面之人馬御定之賃金請取無遅滞差出可申候。

加納遠江守内

瀬谷五三郎

分に候名代可_レ被_二差越_一候

在国在邑之面々者□札可_レ被_二差越_一候

右之通可_レ被_二相違_一候

の覚書があり、御朱印授領の翌日の日記に、

殿様明日五時過御供揃ニテ

寺社之御朱印御渡と御礼として御掛り御老中脇坂中務大輔様江被

為人夫より西丸御当番ニ付御登城ト被_二仰出_一候 脇坂様近ニ御

口上書仕立今日差上置候 左之通

昨日家来之者被_二召呼_一私領地寺社之

御朱印被_二成下_一御_二渡於私_一難_レ有仕合奉存候

早速領方江差遣相渡可申候 右

御礼参上候

加納遠江守

とあるをみても状況が推察できる

(8) 御朱印の書式は、家光の頃より一定のものに整えたようである

が、事例を加納日誌より引いてみると、

上総国長柄郡一宮郷観明寺領同郷之内拾式石并寺中門前竹木諸役

等免除

依当先判之例永不可_レ有相違者也

天保十年九月十一日 (御朱印)

とあり、これが普通の書式であった。

(9) 御朱印授領の寺社では、請書を領主宛に提出する。事例として

玉前神社のものをあげてみると、

差上申御請書事

一御領分上総国長柄郡一宮本郷村

玉前大明神社領之

御朱印去る九日

御領主様江被_二下御渡候間今般

御陣屋 御館江御呼出被_レ成_二御渡_一難_レ有頂載仕候 当時神職相

続人無_二御座_一候ニ付 私儀草々名代とも相勤候在罷出頂載仕

後日相続人御座候節無_レ相違_二相渡可_レ申候

尤先前頂載之 御朱印一同大切ニ為_レ仕且宝蔵ニ納置候□可仕

候

依て私并社人親類当村名主連印を以御請書奉_二差上_一候処如_レ件

上総国長柄郡一宮本郷村

同国同郡一ツ松郷

第六天社神主

同社玉前神社々々

狩野平学

同社玉前神社々々

風袋造酒

同社玉前神社々々

飯塚織江

同社玉前神社々々

宮本隼人

同社玉前神社々々

小塚佐内

同村玉前神社神主親類

重郎左衛門出府ニ付

代悴 和三郎

七重郎

名主肝煎 秦彦兵衛

御領主様 御役所

名主 吉兵衛
同 新左衛門

なお、寺院の場合も住職ならびに名主肝煎および名主連印で、ほぼ同じものを提出している。

以上に述べたような権威を保つための諸手続や方式をみても、寺社に対する御朱印が単なる寄進状や安堵状ではなく、寺社統制の政策的な意味をもっていたことが明らかであり、したがって御朱印寺の格式もいかに高いものであったかを知ることができる。

仏教系習俗 仏教信仰と関係のある習俗慣例は極めて多いが、そのうち特徴のあるものを幾つかあげてみる。

〈両檀制〉 東浪見地区の大村・枇杷畑・権現前・原の一部に両檀制が存在した。これは異宗の二つの寺院が、同じ家の葬儀を執行するもので男女の別によって担当宗派を規定しているものである。当地では、男子死亡のときは天台宗(遍照寺)、女子死亡のときは日蓮宗(実本寺)の僧侶を招いて葬儀を執行する慣例であったものである。明治初年に不便であるとの理由で、本家・分家を両寺の檀徒に配分したので現在は行なわれていない。日蓮宗を信仰する家庭の子女の嫁入条件として、死後の宗派の帰属を日蓮宗としたものと伝えられるが明らかでない。該当する氏は、田中姓・相姓・小畑姓・渡辺姓の一部で、併せて二十数軒ある。

〈両墓制〉 遺骸をほうむった墓を、そのまま死者を葬る墓地とするのが一般の習しであるが、これと異って埋葬墓地と石塔墓地を別

にするのが両墓制で、分布は全国的に拡がっている。九十九里沿岸では、匝差郡に行なわれており、東上総地方には両墓制の事例は少ないようである。当地では、埋葬後においては石塔墓地を主体として祭祀する完全な形のものはないが、年忌および命日に石塔墓地のみお参りし、初七日までと盆・彼岸には埋葬墓地も併せてお参りする。いまでは、この形も次第に崩れて双方とも同様にお参りする対象となっているものもある。代表的なものとしては、遍照寺境内に秋場姓二十余戸の石塔墓地がある。また、町内には宅地内もしくは、その附近に私有墓地を有するものが多いが、これも石塔墓地として参拝に便利のように考慮された両墓制の名残りと思われる。これも現在では、埋葬をかねるようになったり、先祖の墓として存続されているにすぎないものもある。

〈盆棚〉 当地では、七月十三日に俗に棚と称する精霊棚を設ける。構造・様式は次第に簡略されてはいるが、古い形式を残している。新盆の場合は、八月七日に親類・縁者・近隣者が寄って精霊棚をつくる。これは葉付の青竹を四本柱としたり、杉の青葉を竹で編んだ籬(まがき)をめぐらしたり、正面上部の釣縄に色幣・ほうずき・十六ささげ・新稲穂などを挟むなど古い形式の本格的な精霊棚で、位牌は新盆のものだけを安置する。仏壇前には別に簡略な飾り付けがされる。

この屋敷内の精霊棚とは別に墓地にも精霊棚を作る風習も残されている。これが行なわれるのは船頭給・新地・一宮地区で、新盆の場合など相当に手のこんだものが作られるが、一般の場合には名残

りを止めるにすぎない。蓮の茎で編んだ敷物(横三〇四十センチ位)と、同じ材料で作ったハシゴ(長さ三十センチ位)を先祖の墓石前に飾り、敷物のうえに櫛(しきみ)を供える程度のもが多い。八月十三日に飾り付けをするが、俗に「棚つり」に行くといっている。

〈諷誦(ふじ)〉 東上総の広域にわたって、盆の施餓鬼会の附屬行事として行なわれているものである。施餓鬼会法要が簡略化され、誦みあげる諷誦の本数が多く時間もかかるために諷誦が施餓鬼会の行事のように誤解されている。本来は、施餓鬼会法要に参詣する人々が、新盆供養・先祖供養のため捧げる回向文の一種で施主に代って僧侶が代読する形式のものである。俗に「ふじ聞き」と称して、新盆の家では早朝より親類・縁者・近隣者などそろって檀那寺に参詣し、飲食を共にしながら、法要・諷誦の誦讀が全部終了してのち帰宅する習いであった。いまは簡素化されて、新盆のある家ごとに諷誦誦讀を行ない随時に帰宅するようになっていた。本来は天台宗系の行事で、来世思想・戒律思想・往生浄土思想などの影響を受けたものであり、死者が一切の善根功德によって浄土に常住することを讃える文意が多い。現在では各宗ともこの行事を行なっているが排他的であった日蓮系寺院でも古くから取り入れている。西暦一三八〇年代に日什上人(比叡山慈遍僧正に学び、康暦二年六十七才のとき真間妙本寺に入り転宗した)が、この行法を伝え日蓮宗系寺院に普及したともいわれている。

〈清水まいり〉 岬町中根の清水寺は、日本三清水の一つで、八月十日の四万六千日の縁日に当地よりの参詣者が多い。しかし、これ

主義のキリスト教精神が、町長および当時の有力者によって町の文化活動に影響を与えていた事実は特記すべきことであろう。

町内に現存するキリスト教会は、宮原に新教の日本キリスト教団の石井勇が布教にあたっているものが唯一のものである。石井氏は、昭和二十三年八月一宮市街地に近い字内宿で布教をはじめて以来、町内の伝道と社会福祉事業(保育園)の経営に専念されている。

〈切支丹禁宗と宗門人別帳〉 天文十二年(一五四三年)、ポルトガル船が種子島に漂着し、フランシスコ・ザビエルは、鹿児島に来てキリスト教を伝えた。永禄八年(一五六五年)頃、イエズス会の宣教師が多く来日し、布教に従事した。織田信長は、本願寺の一向一揆にたいしてキリスト教の布教を許したので、西国大名で帰依する者が多く、小西行長、高山右近等が有名になっている。その後、時代が変って、豊臣秀吉は、天正十五年(一五八七年)九州遠征の途次、筑前の箱崎において切支丹の禁令を出している。

定

日本は神国たる処、切支丹国より、邪法と授候儀、甚だ以て不レ可レ然候事

其の国郡之者を近付け、門徒になし、神社仏閣を打破之由、前代未聞に候

(前略)伴天連儀、日本之地にはおかせられ間敷候間、今より廿日間に用意仕り、可レ帰国一候

秀吉は、切支丹が邪宗で、日本人の信仰の基である神社仏閣を打ち破り、国土侵略の野望あるとみて切支丹禁令を出し、文禄四年(一

とは別に、葬儀の翌日に近親者・親戚代表が清水寺に参詣する風習がある。本堂内の鏡に参詣者の姿を写すと、亡者側から参詣者に最後の対面ができるとも伝えられ、観音の応現によって亡者の来世の安楽を願うという趣旨であったと思われる。

キリスト教の布教と関係資料

〈町内のキリスト教の布教と現況〉 明治六年二月十九日の布告によって、「切支丹宗門の儀は、是迄御制禁の通り、固く相守るべく候こと」の高札が撤廃されたが、上総地方のキリスト教宣布は進展しなかったようである。明治十年頃に茂原市に一米人神父が木更津より出張伝道に訪れているのがおそらく初めではなかったと思われる。その後、そのあとを受けて山口某が家庭教会をつくって明治二十五年に横浜へ去るまで布教にあたった。当時、一宮町から家庭教会を訪れたものがあるらしいが何処の人であったかは分っていない。茂原の布教は、石岡貞次郎(一宮学園主事石岡信夫の父親)が継承して明治三十年に教会堂を建設し布教にあたっている。この頃になると一宮町においてもキリスト教に関心をもつものがあつたようであるが消息は明らかでない。明治四十年頃、当時の町長であつた加納久宣は、再三にわたって内村鑑三その他を招いてキリスト教講演会を開いており、多くの青壮年が参加していたといわれる。しかし、無教会主義の宣布であつたため、形にのこるものがなかっただけにその状況を詳しく知ることはできない。大正七年頃に現在の役場前に家庭教会らしいものがあり、その時の信者は現存しているものもいる筈である。とにかく、一宮町におけるキリスト教の布教は活発な動きはみせず、むしろ無教会

五九五年)切支丹宗徒を長崎で死刑に処している。徳川家康も、秀吉と同じく切支丹を禁したが、切支丹のかくれて入国布教に従事する者が跡を絶たなかったため、寛永十二年(一六三五年)人民の海外渡航を禁じた。それでも西国には切支丹信者が多く、彼等は幕府の断庄に耐えかね、寛永十四年(一六三七年)天草四郎時貞を旗頭として島原の乱を起した。幕府はポルトガル人の来航を禁じ、寛永十八年(一六四一年)鎖国令を出した。寛永十七年禁教政策として踏絵を行ない、幕府に宗改役を置いて宗徒の摘発を始めた。一宮本郷村観明寺には、三回の禁令の布達が来ている。

慶長十八年癸丑五月(一六一二年) 奉行

寛文二年卯四月 (一六六二年) 奉行

貞享四年卯十月 (一六八七年) 奉行

宗門檀那請合掟(観明寺文書)、慶長十八年によれば、

一、切支丹の法は死を觀みず、入火にても焼れず、入水にても溺れず、身より血を出して死を成仏と建る故、天下の法度敵密也。実に邪宗邪法也。依て死を輕んずる者は吟味を遂ぐべき事

一、切支丹に基づく者馬(ば)転連(てんれん)国から毎月金七厘与へ天下を切支丹に成す、神国を妨げる事邪法なり、此の法に基づく者、釈迦の法を用いず故に檀那寺之檀役を妨げ、仏法之建立を嫌う。依て吟味を遂ぐべき事

一、頭檀那成る者共、其宗の祖師忌、仏忌、正孟修孝、先祖の命日に、参詣仕らず者は、判形を引き宗旨改所之改め、急度吟味を遂ぐべき事

一、切支丹受けず、放たず之者は、先祖の年忌僧の手を受けず。当日宗門寺之一通の志を述べ、内証にて俗人打寄り弔僧の来る時は興なく用いず、依て吟味を遂ぐべき事

一、死後死骸に改刺刀を与え、戒名を授け申事、是は宗門寺の住僧死相を見届け邪宗にて無之段階に合点の上にて引導致さるべき也

一、宗門寺を差置き外寺の僧を頼み弔い、其宗門寺之住持人を退け申す事。別而詮儀致し邪宗邪法の吟味を遂ぐべき事

一、天下一流正法に粉れ無之者に頭刺刀を加え宗門請合い申すべき候。武士の者は其寺の請状に証印を加え差し上げ、其の外血判成し難き者は証人請合を以て証文差出すべき事(以下略)

右十五ヶ条之趣、一つも相背の上は梵天帝釈、四大天王、五道之冥官、日本伊勢天照大神宮、八幡大菩薩、春日大明神、其の外氏神、日本六十余州之神罰を蒙る者也

慶長十八年癸丑五月

奉行

天下之請寺院宗門請合の向、此の内一ヶ条も相欠候ては越度たるべく取り為し仰付能く能く相守るべき者也

日本諸寺院 役寺

幕府は禁令の方法として、寺請制度や宗門人別帳の作製等を利用した。宗門人別帳は寛文の頃から始まり、隔年毎に実施したが、その後毎年作製して提出せしむることにした。作製の要領は、その家の戸主以下家族の名前と年令、戸主の肩書、統柄を記入し、戸主の判を押した上、檀那寺でこれを証明する印形を受けるのである。この宗門帳は一寺限り一冊宛とし、五人組帳とともに戸籍の機能を持つ

嘉永七申寅年三月

上総国長柄郡鷲巢村

長国山鷲山寺末

同国同郡一ヶ松郷

一松山本興寺印

渡辺半左衛門様

日徳印

三十四才

御役人中様

右は船頭給村当国宗門人別大小之百姓地借店借、水呑等に至るまで、一人も不殘相改、奉差上候処、少しも相違無御座候。依て村役人一同連印奉差上候 以上

嘉永七申寅年八月

上総国長柄郡船頭給村

組頭 次郎右衛門

組頭 七郎兵衛

組頭 次郎兵衛

組頭 七郎兵衛

註 船頭給村戸数石高が少ないのは、文政十一年子五月に御領私料に御分郷になり渡辺半左衛門知行所(四十八戸)松下長工夫知行所(十三戸)に分れているので人別帳も双方から出されている。

宗門人別帳の扱いは厳重で、元文五年申二月(一七四〇年)金田村金蔵寺から観明寺宛文書にも明らかである。

観明寺門徒、宮原村善光寺且那吉右衛門、源右衛門移住願につき、末の十二月宮原村善光寺を離れ且、同宗金田村金蔵寺へ罷り越し相願候に付き相分預り、当年中帰且致すべく申候

元文五年申二月

金蔵寺

ち、檀那寺に保管され明治四年(一八七一年)まで続いた。今、嘉永七年申亥年(一八五四年)船頭給村の宗門人別書上帳(田中家文書)をみると、

代々日蓮宗本興寺且那 組頭 次郎右衛門 六十五才
 同宗同寺且那 女房 よ津 五十二才
 同宗同寺且那 父 七十四才
 同宗同寺且那 母 七十四才
 同宗同寺且那 下男 二十才
 同宗同寺且那 下女 二十才
 同宗同寺且那 下女 二十一才

人数合六人内男三人 女三人

一松本興寺末寺

宝蔵寺

日蓮宗

外境内御除地

庸達

實三十四才

墓一ヶ所

相成候 以上

高百八拾六石八斗二合八勺二才 村持

家数合四十九軒、外に寺一ヶ寺

「人別三百十八人内、男百六十九人、女百四十九人、馬十八疋

右は船頭給村大小の百姓地借、店借、水呑に至るまで一人も不殘一月代々日蓮宗拙者且那紛無之御座候。依て一人限り印形奉差上候処少しも相違無御座候 以上

白鳥玄藩

五郎右衛門

四郎兵衛

宇右衛門

観明寺院主

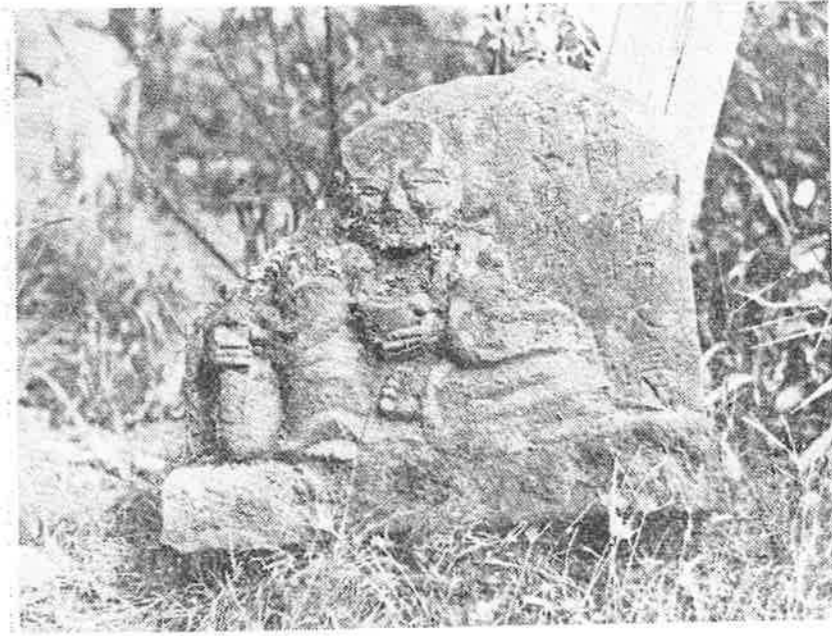
民間信仰

民間信仰は、単なる俗信・迷信にとどまらず前近代的な社会にあっては生活に必須の要素をもった信仰として継承されてきたものである。

古い時代における一般的な信仰形態は、氏神・産土神と檀那寺を中核として形成されてきたものであるが、その下部および周辺には極めて雑多な信仰が附随し普及し、民衆の生活のなかに触れ込んでいったといえる。これらの雑多な信仰が地域社会の習俗・慣習に培われて混然とした形で残されていたものを民間信仰といふべきであろう。当地においても、その種類は枚挙できないほどの数にのぼる。

このような民間信仰も、現状では本質的な内容は失われ農村の生産や労働条件と結びついて休養慰労の行事に変形しているのが実状である。このような傾向は、徳川時代中期以降のことであり、藩の禁令や五人組帳前書などにも宗教行事の遊興化をいませしている例が多いことによっても明らかである。特に、明治維新以降においては、その弊害が甚だしかったものらしく千葉県においても、「民間信仰取締令」が出されている。明治七年七月九日、千葉県令 柴原和の名において、「念仏講題目講杯ト唱へ多人数申合セ戸毎ニ米麦金錢等ヲイ集メ寺院ニ群集シ数日酒宴ヲ催シ又ハ異様ノ衣服ヲ粧

ヒ其醜態見ルベカラザル者アリ、之謂レナキ事ナラズヤ右ハ土地ノ習弊ニヨルト雖モ畢竟無知蒙昧ノ至ス所ニシテ之ガ為メ大ニ風俗ヲ乱シ教化ヲ害スルニ至リ慨歎ノ事ニ候条自今心得違ノ所業無レ之様区長戸長等ニ於テ懇悃説諭ヲ可レ申候此段告諭候事」とある。当地においても、取締の対象となるような状況であったといわれ、一時



江戸時代の酒ずきの僧の墓

的には民間信仰が制約されたようであるが、間もなく旧態以前の慰安行事として復活したようである。しかし、反面においては、生活のなかに融け込んだ信仏として重要な意義をもち、個人および地域の除災招福や豊稔祈願の大切な手段として継承されてきたことも事実である。



石塔仏（下段石は三猿）

いまここに、町内の民間信仰について詳説するにあたり、便宜のため、(1)地域外に信仰対象をもつもの (2)地域内で信仰行事を行なうもの (3)信仰集団として宗教行事を行なうもの (4)その他に分けてみてゆくことにする。

(1)地域外に信仰対象をもつもの これに属するもの一つとしては、個人的な信仰による水難・火難・盗難除け、或は安産・虫封じ・厄除け・病難などの祈願のための信仰が、長い間の慣習から固定化されたものがあげられる。例えば、和泉の飯繩権現(火防)・万木の妙見社(厄除け)・清水の観音様(守護)・腰当の小安観音(安産)・布施の虚空蔵(虫封じ)・布陀の薬師(眼病)・山根の稲荷(痕かき)・川島の八幡様(いぼ)など特殊な信仰対象として尊崇され、御利益も信頼されていたものである。これらの信仰について

は、現在も随性的に縁日などに参詣するという形で存続されている。

次に、地域的に小集団で成立している代参講もこれに属するものである。伊勢講・富士講・三峰講・成田講などが主なるものである。これは、講員の代表が参詣する形をとり経費を共同出資するため定期的に当番の家に集まって飲食を共にし個人の信仰心も満足させるように組織された講である。町内の例では、講員が直接に礼拝するための石碑が建てられているものもある。また明治中期頃より講員全員が参詣し参加者の名をきざんだ記念碑を建てるもの、神社や寺院に記念の額を奉納するものなどがみられるようになった。

(2)地域内で信仰行事を行なうもの これに属するものとしては、信仰対象が他より勧請されたものであったり古い民俗信仰の變形であったりしているが、講中や信仰集団は極めて多い。

〈共同祭祀〉部落神・道祖神・特定の家の屋敷神を共同で祭る例は多い。大低の場合、正・五・九の月に寄り合って飲食を共にする。

〈奉社(びしや)〉共同祭祀の一つで、正月・十月に行なわれるものが多い。神明社を対象とする東浪見地区のものが代表的なものであるが、そのほかにも稲荷・庚申などを対象として各所で行なわれている。古くは、作物の豊凶を占う行事が附随していたようであるが現在は行なわれていない。

〈庚申講〉町内各所にある庚申塔や、青面金剛の掛軸を信仰対象としており、夜を徹して宴を催す風があった。この夜の性行為は禁忌とされていた。

〈二十三夜講(三夜様)〉毎月二十三日に、勢至菩薩の掛軸を祀り、飲食を共にする慣習が、町内全域にわたって行なわれていたが、現在も継続されているものは少なくなり、回数も年一、二回程度になっている。

〈小安講(十九夜講)〉町内の農村部の各部落に行なわれている。毎月一回程度の会合を開き掛軸を信仰対象として全員でお祈りをする。会合の場所は順番制であったが現在は部落の集会所・弥陀堂・観音堂などで行なわれる。妊婦がお産をするときは全員が集まって、安産を祈る。一宮松蔵寺の小安地藏・茂原市腰当の小安観音を信仰対象として共同で参詣することもある。

〈その他〉村祈祷・日やりなどの名で作物の豊稔を祈り、地域の安全を祈る行事が全域で行なわれているが、信仰行事としての本質は失われている。「大師講」と称し、村落の本家株が十二月二十一日に集まって僧侶を招いて祈祷をすることも各所で行なわれていたが、継続されているものはない。このほか、職人(屋根替・大工・左官など)の信仰として聖徳太子を祀る「太子講」があり、現在も行なわれているが賃金の協定など行なうことが主な目的となっているようである。また、昭和初期まで各部落にあった頼母子講・無尽講・屋根講(屋根替の資金をつくるための無尽)など契約講も宗教行事としての各種の講の日に併せて行なわれることが多かったようである。特殊な例としては、漁村信仰の船玉様の祭りが、ロクヤ様と称して九月二十六日の夜に納屋で行なわれる。二十六夜待の變形とみられるが普通の場合は弥陀・観音・勢至を祀るので、珍しい信